

## 西尾市三世代同居対応住宅支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、三世代が同居し、子育てや介護を家族同士で支え合うことで子育て等にかかる負担を軽減することを目的に、同居に必要な住宅の対応工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内における一戸建ての住宅及び併用住宅（住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る。）で個人が所有するものをいう。ただし、賃貸の用に供している又は賃貸の用に供する予定の住宅を除く。
- (2) 対応工事 同一棟の住宅にキッチン、浴室、トイレ及び玄関のうち、2種類以上を複数箇所設置するための工事で、既存住宅の修繕及び模様替え工事を除く。
- (3) キッチン 以下の設備をいずれも設置しているものをいう。
  - ア 給排水設備に接続されたシンク
  - イ コンロ又はIHクッキングヒーター
  - ウ 換気設備
- (4) 浴室 給排水設備及び給湯器に接続された浴槽又はシャワーがあり、防水の措置がされているものをいう。
- (5) トイレ 給排水設備に接続された大便器があるものをいう。
- (6) 玄関 玄関扉及び土間（土足を着脱するスペース）があるものをいう。ただし、窓、勝手口（キッチン等に直接出入りするためのもの）及び外側から施錠できない出入口を除く。

### (補助の対象)

第3条 補助の対象は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、市内において新たに多世代で同居をするための住宅に係る対応工事を行う場合で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請者及び申請者と同居をする二親等以内の親族が、この要綱に基づいた当該住宅に係る補助金の交付をこれまでに受けていないこと。
- (2) 申請者は、市税を滞納していないこと。

(3) 補助金の交付決定日（補助事業の認定を受けている場合は、補助事業の認定日）前に、対応工事に着手していないこと。

2 補助対象経費は、次に掲げる経費のうち対応工事に係るものとする。

- (1) 建築工事費
- (2) 電気設備工事費
- (3) 給排水衛生設備工事費
- (4) 設備機器代
- (5) 対応工事に伴う設計費及び現場監理費

3 第1項の規定にかかわらず、申請者及び申請者と同居をする二親等以内の親族が次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者  
（補助金の交付額）

第4条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内で、30万円を上限とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（認定の申請及び決定）

第5条 申請者は、あらかじめ、補助事業について、市長の認定を受けることができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、補助事業認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金算定書
- (2) 付近見取図
- (3) 各階平面図（対応工事に係る部分とその概要を明示したもの）
- (4) 工事着手前の写真（住宅敷地全景（全ての物件）及び対応工事施工箇所（新築以外の物件））
- (5) 工事見積書の写し（対応工事とそれ以外の部分分かるもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めたときは、補助事業認定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

4 市長は、前項の規定により認定の決定をする場合において、必要がある場合は条件を付すことができる。

(交付の申請及び決定)

第6条 申請者は、補助金交付申請書(様式第3号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、あらかじめ前条の認定を受け、かつ、計画の変更がない場合は、第6号以外の書類の添付を省略できる。

- (1) 補助金算定書
- (2) 付近見取図
- (3) 各階平面図(対応工事に係る部分とその概要を明示したもの)
- (4) 工事着手前の写真(住宅敷地全景(全ての物件)及び対応工事施工箇所(新築以外の物件))
- (5) 工事見積書の写し(対応工事とそれ以外の部分分かるもの)
- (6) 市税の完納証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、相当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は条件を付することができる。

(計画の変更等)

第7条 申請者が、補助金の交付決定を受けた後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、補助金変更交付申請書(様式第5号)に前条第1項に定める関係書類のうち、変更した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対応工事施工箇所及び施工方法の変更(軽微なものは除く。)
- (2) 補助金の額の変更

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し、相当と認めたときは、補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知する。

(補助事業の中止)

第8条 申請者は、対応工事を中止しようとする場合は、速やかに事業中止届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第9条 申請者は、対応工事が完了したときは、補助事業完了実績報告書(様式第8号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 対応工事の写真(複数箇所の設置が確認できるもの)

- (3) カタログ等の写し（対応工事が確認できるもの）
- (4) 請求書又は領収書の写し（工事請負契約業者の発行したものに限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、対応工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月20日（閉庁日の場合は直前の開庁日）のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第10条 市長は、前条第1項の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて現場確認を行い、適正と認めたときは、申請者の請求により補助金の交付をするものとする。

2 申請者は、前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件、この要綱その他法令の規定に違反したとき。
- (3) 完了実績報告書が、第9条第2項に規定する日までに提出されなかったとき。
- (4) 補助対象経費が、交付決定時に比べて完了実績報告時に減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（書類の整理及び保管）

第12条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 市長は、平成33年度を目途として補助事業全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。